



その他の設置場所

町役場、保健福祉センター、交流会館
地域学習センター、心起園、老人福祉センター

たがみまち ふれあいネットワーク

社協だより

第163号

令和4年11月25日 発行

「社協」は社会福祉協議会の略称です。

編集発行

社会福祉法人
田上町社会福祉協議会

住 所 田上町大字原ヶ崎新田3071
TEL 0256-57-5877
FAX 0256-57-5073



赤い羽根で 笑顔になるまち

職域募金・募金箱協力先紹介!!

10月1日より全国一斉に共同募金運動を実施しています。多くの方々から田上町の福祉を支えていたため、町内の事業所にて協力いただき職域募金（社内に募金箱を設置して寄付を呼びかける）を実施しています。

また、使用した募金箱は、小学生や障がい者支援センターの利用者さんが制作した手づくり募金箱です。『じぶんのまちをよくするしぐみ』に少しでも多くの方に共感いただけたら幸いです。

地域の人に
ありがとう
メッセージを
展示いたします。

●地域の人にありがとう
見送りにいつも来てくれの人へ
いつも集会場所まで子供を送り
出発するまでいつも学校に行く
を見守ってくれてありがとうございます
ごさいます。とても安心します。
これからもよろしくお願いいたします。

心温まるメッセージを
展示いたしますので是非
ご来場ください。

- 展示期間
12月1日（木）
～12月16日（金）

羽ばたけ!!
シニアクラブ!!

田上町老人クラブ連合会

暑さ・寒さにもマケズ、コロナ禍にもマケズ、田上町老人クラブではスポーツ大会や手芸教室など、元気に活動しております!!

先日、第5回協栄杯屋内ペタソク大会を開催しました。協栄信用組合田上支店齋藤支店長から激励の言葉をいただき、多くの会員が気持ちの良い汗を流して楽しみました。

今後の行事予定をご紹介しますので興味のある方は見学してみませんか？

居住地区に老人クラブがない方は、近隣地区の老人クラブを紹介いたしますのでお問い合わせください。

行事予定

●クラフトテープを使用した手芸教室

12／9、1／13、2／10、3／10（第2金曜日）

●椅子に座って！太極拳教室

12／12、1／9、2／13、3／13（第2月曜日）
高齢者学習塾 相続に関するセミナー 12／16（金）
正月用フラワーアレンジメント講習 12／26（月）

問合せ先

地域福祉課（事務局） ☎ 571-5877



ペタンク大会



太極拳教室



秋を感じる 加茂山公園散策

障がい者支援センターでは、11月11日加茂山公園に出かけました。

鮮やかな紅葉や、かわいいシマリスに癒されて利用者の皆さんは豊かな自然の中で楽しい時間を過ごすことができました。

【問合せ先】 障がい者支援センター ☎ 571-4640



ふくしの学校（一限目）

このコーナーは『福祉』を感じて、少しでも皆さんに考えてもらえるように情報を紹介していきます。

先月、町民の皆さんに「協力いただいた未使用的食品を持ちより集めてフードバンクへ寄付する活動の“フード・ライブ”」ですが、たくさんの方々が集まりました。ありがとうございます。この食料は11月2日に新潟県フードバンク連絡協議会へお届けしました。

今回、三条市にある事務所を訪問して、会長の山下さん、事務局長の小林さんに話を伺つてきました。

令和2年4月に発足以来、『子育ちの未来応援プロジェクト』を通して、「ロナ禍で日常生活が失われたひとり親家庭等へ食品や衛生用品の緊急支援を実施しています。現在では同プロジェクトへの登録者数が6,500世帯を超え、物資を提供するだけなく、親子が孤立しないようにつながり、寄り添つた活動にも取り組んでいます。

食品をお渡しする際、「また足りなくなったら我慢せずにすぐ連絡ください。ママもちゃんと食べてくださいね。」なるべく直接物資を自宅に届け、何気ない会話から様子を伺い、話を聴くことによって信頼関係を築いてきたそうです。

登録者とはライン公式アカウントでのやりとりでつながっており、時には深刻なSOSが届くことも。命をつなげるためにも、昼夜問わず寄り添つておられます。

また、団体が大切にしていなければ、ひとり親家庭の子どもたちと直接つながることだと思います。そのため、フードパントリーや居場所作りなど、地域の活動につながる活動にはいつも力を入れています。

りなどのイベントを行い、子どもたちと交流したり、あしながサンタクリスマスプロジェクトでホールケーキや絵本・児童書のプレゼントを通して直接メールを送つたりと工夫しています。彼ら彼女らが大人や社会を信用することを諦めず、人となりながら生きていけるよう、試行錯誤する毎日だそうですね。

この活動を続けるには、「行政や企業・団体だけではなく、地域コミュニティや個人の支えが不可欠です。」と小林さん。



フード・ライブ12月まで継続します!!

●お持ちいただきたい食品は

常温保存可能で賞味期限が2ヶ月以上先の食品を寄付してください。

- 缶詰・インスタント・レトルト食品・乾物
- 調味料など

平日午前8時30分～午後5時30分
田上町社会福祉協議会までお持ちください。

地域福祉課 ☎ 57-5877

第2次田上町地域福祉活動計画の取り組みについて⑤

地域でつながろう!!

4 「集える場を充実させよう」

5年後、こんな地域を目指そう!

- ・地域の交流の場に参加、誘い合っている。

社協・町が取り組むこと

- ・集いの場、通いの場の推進
- ・既存事業の支援
- ・地域資源の可視化と情報提供

課題 誰でも気軽に集まれる場や、いきがいや健康づくりの場、介護者や障がい者など、同じ悩みを抱えた方々の情報交換の場が少ない現状です。介護や障がいに関わっている人たちはどのような支援があるか分からぬとの声も聞かれました。当事者同士、話すことで問題の解決につながったり、ストレスが軽減されます。

みんなで取組もう

- ・各種配布物や回覧板が届いたら目を通しましょう。
- ・いきいきサロン、老人クラブ活動、オレンジカフェに参加してみましょう。
- ・情報交換の場があったら参加したり友人を誘ってみましょう。
- ・男性も積極的に集いの場に参加してみましょう。
- ・空き家など地域にある資源を活用してみましょう。

たがみまち社協だより

ボランティアセンター通信(21)

ボランティアに興味のある方、活動してみたい方はぜひご連絡ください。また、困りごとや手伝って欲しいことがあるなどの相談についてもお気軽にあ問合せください。

相談対応 平日午前8時30分～午後5時30分 【問合せ先】地域福祉課(事務局) ☎57-5877



ボランティアセンターが設置されているのをご存じですか。8月に発生した県北豪雨災害では村上市と関川村に設置され、被災地協が運営を担当しました。今回はその役割や内容についてお話しします。

災害ボランティアセンター(災害VC)は、被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。

水害や地震など大規模な災害が発生すると、被災状況によつて公的支援や住民の助け合いでは補えきれないニーズがでてきます。その際にボランティアの力を借りて被災地の自立・生活再建を支援するため、期間を限定し災害復興支援に特化して設置する組織です。

災害ボランティアセンターについて



近年、各地で自然災害が多く発生していますが、災害により甚大な被害を及ぼした被災地で、ボランティア受入れのため災害ボランティアセンターが設置されています。

ボランティアセンターが設置されているのをご存じですか。8月に発生した県北豪雨災害では村上市と関川村に設置され、被災地協が運営を担当しました。今回はその役割や内容についてお話しします。

活動内容は、現地に集まつたボランティアを受け入れるとともに、被災地の「一ヶ所把握(家財の片付け、避難所支援等)、二ヶ所に対するボランティアの人数調整、活動に必要な資機材の貸出し、情報発信などの支援活動を行います。



過去、災害が発生した直後により、ボランティア供給の地域格差や過剰に届いた救援物資の対応などボランティアによる二次被災が起きるケースがありました。災害VCは、ボランティア支援の混乱を防ぎ、より早急かつ効率的にボランティアの需要と供給を整えることが求められます。

今回10月23日に新潟県田上町総合防災訓練が実施され、田上社協は災害VCの立上げと運営の模擬訓練を行いました。災害VCは災害の発生に伴つて突発的に設置することになるため、平時からしっかりと訓練を行い、迅速かつ円滑な運営を目指しています。

自力での除雪が難しい世帯等を対象に支援を行うボランティアに対し、除雪機やスノーダンプを貸し出します。除雪等の生活支援を行うことで地域の見守りにつながりますので、助け合い活動の一助として活用してください。

ボランティアセンターが窓口になり、依頼者の要望をボランティアさんに伝え可能であれば日程調整し活動していただきます。

ボランティアセンターが一人暮らしや高齢者世帯等で自力で除雪ができず、近くに手伝ってくれる家族や親戚がない世帯への除雪作業にご協力をあ願いいたします。

除雪機貸し出し

助け合いのお手代い

募集
地域で助け合おう!
除雪ボランティア

地域で助け合おう!

貸出し用物品

| | |
|---------|-----|
| 除雪機 | 2台 |
| ガソリン携行缶 | 2個 |
| スノーダンプ | 5台 |
| アルミスコップ | 10本 |

貸出し対象者

要援護者世帯の除雪を行う次の方
ボランティアセンター登録者
自治会
ボランティア団体

貸出し料

無料(ガソリン代は各自負担)
ボランティア団体

その他

除雪機は軽トラックで取りに来てください。(運搬時に使う軽トラック用の橋板あり)
万一に備えボランティア保険の保険加入が条件となります。

午前8時30分～午後5時30分

地域福祉課 ☎57-5877
月曜から金曜(祝日は除きます)

※ 田上社協ホームページ「地域福祉事業」から申込書をダウンロードできます。

冬期間のヘルパー車駐車のお願い



地域福祉課(事務局)
☎57-5877

ヘルパーが利用者宅へ訪問した際、積雪状況により利用者宅の敷地内ではなく近隣に車両を駐車させています。プレートを車内に掲示いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願ひいたします。



問合せ先
訪問介護課 ☎57-6271

生活福祉資金の案内



| 利用できない世带 | |
|-------------------------------|--|
| ① 暴力団員が属する世帯 | |
| ② 現在居住地に住民登録のない方 | |
| ③ 債務の返済に充てるために資金を借りようとする方 | |
| ④ 民生委員及び市町村社会福祉協議会の指導援助を拒否する方 | |
| ⑤ 自立及び償還の見込がないと認められる世帯等 | |

昭和30年に民生委員の世帯更生運動から創設された貸付制度で、他の貸付制度等が利用できない所得の低い世帯、障害を持つ人や介護をする高齢者が同居している世帯に対して、地区的民生委員等による相談支援に併せて、資金の貸付を行うことにより、世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする国の制度です。生活困窮者自立支援法の施行（平成27年4月）に伴い、総合支援資金や緊急小口資金の貸付を利用する万については、生活困窮者自立支援制度と連携し支援を行っています。

利用いただける世帯

① 低所得世帯

世帯の収入が概ね市町村民税非課税程度又は生活保護法に基づく生活保護基準の1.7倍以下の世帯

② 障がい者世帯

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の属する世帯

③ 高齢者世帯

日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯で、世帯の所得が生活保護基準額の2.5倍以下の世帯

貸付資金の種類

緊急小口資金

- 対象世帯：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

| | |
|--------------------------------|--------|
| 緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合（要件あり） | 10万円以内 |
|--------------------------------|--------|

教育支援資金

- 対象世帯：低所得世帯、生活保護世帯

| | | |
|-------|-----------------------|---|
| 教育支援費 | 高校、高等専門学校、短大、大学への就学費用 | ①高校 月3.5万円以内 ②高等専門学校、短大 月6.0万円以内 ③大学 月6.5万円以内 |
| 就学支度費 | 入学時に必要な費用 | 50万円以内 |

※通常の貸付月額上限では学費が不足するなど一定要件に該当する場合には、教育支援費の貸付上限額を従来の1.5倍まで可能。

不動産担保型生活資金

- 対象世帯：高齢者世帯

| | | |
|-------------------|--|---|
| 不動産担保型生活資金 | 低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 | 土地の評価額の70%程度 月30万円以内 |
| 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 | 土地及び建物の評価額の70%程度（集合住宅の場合は50%） 生活扶助額の1.5倍以内 |

※不動産担保型生活資金のみ貸付利子は、年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率を適用。

貸付利子 ●連帯保証人を立てた場合「無利子」 ●連帯保証人を立てない場合「年1.5%」

※緊急小口資金は無利子（連帯保証人不要）

※教育支援資金及び福祉費（技能習得費・支度費）は、世帯の生計中心者が連帯借受人となった場合、無利子になります。

延滞利子 年5.0%

総合支援資金

- 対象世帯：低所得世帯

※世帯の収入や失業により日常生活全般に困難を抱えている世帯

| | | |
|---------|--------------|--------------------------------|
| 生活支援費 | 生活再建までに必要な費用 | (単身) 月15万円以内 (2人以上) 月20万円以内 |
| 住居入居費 | 住宅の賃貸契約の費用 | 40万円以内 |
| 一時生活再建費 | 生活再建に必要な費用 | 60万円以内 |

※離職期間が2年以上ある方は対象外

福祉資金 福祉費

- 対象世帯：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯

※日常生活上又は自立生活に資するため一時的に必要な費用を貸付

| | |
|------------------------|----------------------|
| 生業を営むために必要な経費 | 460万円以内 |
| 技能習得及び生計維持経費 | 習得期間により 580万円以内 |
| 住宅の増改築、補修等経費 | 250万円以内 |
| 福祉用具等の購入に必要な経費 | 170万円以内 |
| 障害者用自動車の購入経費 | 250万円以内 |
| 負傷・疾病の療養に必要な経費 | 療養等の期間により 230万円以内 |
| 介護・障害者サービスを受けるための経費 | 150万円以内 |
| 災害により臨時に必要となる経費 | 冠婚葬祭に必要な経費 |
| 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 | 50万円以内 |
| 就職、技能習得等の支度に必要な経費 | その他日常生活上一時的に必要な経費 |

**問い合わせ
地域福祉課
☎57-5877**



**あなたも
地域支え合いの一員
『ながら見守り活動隊!!』**

登録いただいた企業の写真を随時掲載しますので、たくさんのご登録をお待ちしております!

【問合せ先】地域福祉課 ☎ 57-5877

何かしながらやうつて!!

表彰おめでとうございます

永年の功績を
称えて

第72回新潟県民福祉大会

* 新潟県社会福祉協議会会长表彰 *

民生委員児童委員表彰

● 星野恵美子 様 ● 須佐 昭子 様

* 新潟県共同募金会会长表彰 *

共同募金運動優良地区表彰

● 下吉田第一地区 ● 原ヶ崎地区

共同募金運動優良団体表彰

● 山田校友会



あなたの資格を 活かしませんか? 職員募集



お気軽にお問合せください

【問合せ先】
法人事務局 担当: 西澤、桑原 ☎ 57-6270

ホームヘルパー(パート職員)

| | |
|--------------|--|
| 仕事の内容 | 日常生活に支障のある高齢者や障害をお持ちの方のご自宅を訪問し、掃除や買い物などの家事支援や食事や入浴などの身体介護を行います。 |
| 勤務時間 勤務日数 | 勤務時間 8:00~18:30の間の4時間程度 勤務日数 週4日程度 ※本人の都合に応じて調整いたします。 |
| 給与 | 時給890円~1,000円 その他: 介護福祉士資格手当5,000円 通勤手当・移動手当・処遇改善手当 別途支給します。 |
| 必要な 資格・要件 | ・普通自動車免許 ・介護福祉士資格、または介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)、ホームヘルパー1級 ・年齢: 65歳位までの方 |

あとがき



寒いね、外がまだ暗いね。と朝の挨拶からの家族との会話。ストーブをつけて、衣類も厚めの温かい物へ。家族が作る野菜も冬野菜へ変わります。汗を流しながら、蚊に刺されながらの枝豆もぎもまた来年。飼い猫の獲物も蝉から蜻蛉へ。「みんな、見て!」と誇らしげに鳴きながら畳の上に置いてくれます。春に家の周辺で見かけるようになった雌の子猫。先住雄猫二匹ともすぐに仲良しに。猫達は夜、家族のベッドで眠ります。撫でると喉をごろごろ鳴らします。今日も猫達に癒される私です。(1)